平成２６年（フ）第６２号
栃木県足利市山下町909番地　グランソレイユＡ103、前住所群馬県伊勢崎市羽黒町13番地３
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０２３号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３―401号
債務者　深澤　雅彦
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４３号
横浜市青葉区さつきが丘16番地７　405
債務者　大類　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０３号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡２丁目11番25号　鵠沼ハウスＩ２Ｆ
債務者　鈴木　崇夫
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０４号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡２丁目11番25号　鵠沼ハウスＩ２Ｆ
債務者　鈴木　千恵
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１４号
神奈川県海老名市中新田２丁目16番５―101号
債務者　春日　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５７号
岡山市北区高松原古才24番地９
債務者　河原　和彦
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７１４号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙1792番地１
破産者　栃木コンクリート総業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０２号
東京都中央区八丁堀４丁目12番20号第一ＳＳビル４Ｆ　Ｂ号室
破産者　株式会社リビンリード
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市葛和田1446番地２
破産者　舞原運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６７号
埼玉県熊谷市葛和田1446番地２
破産者　マイハラ・テクノス有限会社
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０５号
静岡県沼津市大諏訪808番地
破産者　有限会社芦川紙器
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
破産者　株式会社太田家具
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
静岡県伊豆の国市四日町274番地の15
破産者　マコトコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
静岡県沼津市高島町11番10号
破産者　木村エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
静岡県掛川市千羽282番地の１
破産者　株式会社松浦技研
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
大分市新町１番13号　アスティオン新町1106
破産者　亡村本俊一相続財産
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５号
沖縄県那覇市字与儀368番地15　安次富マンション202、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市長田２丁目５番24号光アパート103
破産者　有限会社ジョブネットワーク
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部